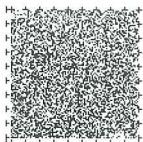


特集



虐待は、障害者の尊厳を傷つけ、自立や社会参加を妨げるものであるため、絶対にあってはならないことです。

「虐待かもしれない…？」と思ったら、「市町村障害者虐待防止センター」に、ご相談ください。

みんなが協力して、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会」をつくりましょう。

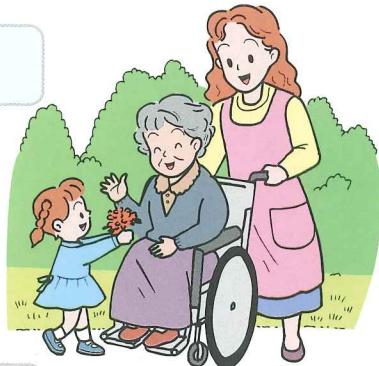
1 障害者虐待防止法の主な内容

障害者に対する虐待の防止

障害者虐待を発見した人の通報義務

虐待を受けた障害者に対する保護（居室の確保、面会の制限など）

家族などの養護者に対する支援 など



2 虐待の種類と具体例

【虐待の種類】

① 家庭における虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などをしている家庭や親族、同居人による虐待

② 施設における虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所などで働いている職員等による虐待

③ 職場における虐待

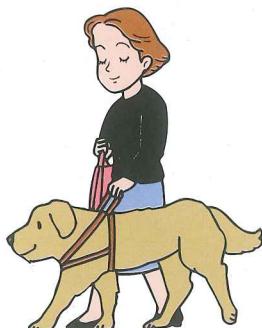
障害者が働いている事業所の職員等による虐待

※家庭や施設だけでなく、職場での虐待も対象になります。

【具体例】

身体的虐待

殴る、蹴る、閉じこめる、縛りつける など



性的虐待

わいせつな話をする、わいせつな映像を見せる、キスをする など

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、仲間に入れない、子ども扱いする、わざと無視する など

放棄・放任 (ネグレクト)

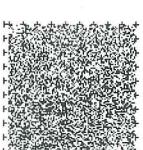
食事を与えない、不潔な環境の中に放置する、必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

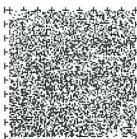
経済的虐待

勝手に預貯金を使う、年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を与えない など



障害者虐待防止法が施行されました





3 虐待が発生した場合の対応

虐待発見時の対応イメージ

(家庭における虐待の場合)



市町村

①安全の確認

②事実の確認（立入調査など）

③一時保護（居室の確保、面会制限など）

④家族などの養護者に対する支援

など

- ・市町村は、適宜、県に相談・報告を行います。
- ・施設や職場における虐待の場合は、県や労働局も、関係法令に基づき対応します。

虐待に気づいたときは

虐待を受けた障害者本人が、虐待だと思わなかったり、被害を訴えることができない場合もあります。

虐待を受けたときや、見たり、聞いたりしたときは、お近くの市町村窓口にお知らせください。

【虐待についての通報窓口】

①市町村障害者虐待防止センター

※連絡先については、各市町村の障害保健福祉所管課におたずねください。

②県障害者権利擁護センター（県庁障害福祉課内）

TEL 099 (286) 5110

